

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|----------------------------------|----------|-----------|
| 羽生市 | 三田ヶ谷（三田ヶ谷・弥勒・喜右衛門新田・与兵衛新田・日野手新田） | 令和3年3月1日 | 令和5年2月21日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 364.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 185.1ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 107.9ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 64.8ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 24.8ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 39.66 |

注：④の面積は、「〔参考〕中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の割合が約55%を占めており、そのうち、農地の「後継者がいない」、「わからない」と回答した割合は約81%である。高齢化が進み、担い手不足が予想されることから、近い将来、耕作放棄地の増加が懸念される。 ・今後中心経営体が引き受ける面積よりも、後継者未定の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。 ・担い手への農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構の活用を推進させる必要がある。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用は、中心経営体が担うほか、他地区を含めた、認農農業者や認農新規就農者の受け入れを推進することにより対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認農農業者、認農新規就農者に地区の話合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がいない場合は、入作を希望する中心経営体の受け入れを促進する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じた農地集積・集約については、地区を検討する。 |

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|------------------|---------|------------|--------------|------------|----------------------------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農法 | (株)鈴木園芸 | 花卉 | 0.74 ha | 花卉 | 1.4 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農 | 森下 正己 | 水稻 | 3 ha | 水稻 | 3 ha | 弥勒 |
| 認農 | 奥澤 和明 | 水稻 麦 | 15 3 ha | 水稻 麦 | 20 7 ha | 三田ヶ谷・喜右工門新田・弥勒 |
| 認農 | 腰塚 隆 | 水稻 | 7 ha | 水稻 | 8 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農 | 塩原 義博 | 水稻 | 13 ha | 水稻 | 18 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農法 | (株)柿米 | 水稻 麦 | 20 ha | 水稻 麦 | 35 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農 | 大越 秀典 | 水稻 麦 | 12 ha | 水稻 麦 | 20 ha | 三田ヶ谷・弥勒・喜右工門新田・与兵工新田・日野手新田 |
| 認農 | 小久保 総一 | 水稻 | 3.7 ha | 水稻 | 3.7 ha | 弥勒・喜右工門新田 |
| 認農 | 松本 栄次郎 | 水稻 | 3.5 ha | 水稻 | 3.5 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農 | 奥沢 恒夫 | 水稻 | 11 ha | 水稻 | 11 ha | 三田ヶ谷 |
| 認農 | 福地 久一 | 水稻 | 3 ha | 水稻 | 3 ha | 弥勒 |
| 認農 | 秋山 元治 (秋山 貞雄) | 水稻 | 4 ha | 水稻 | 5 ha | 三田ヶ谷 |
| 計 | 12 人 | | 98.94 ha | | 138.60 ha | |

注：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・地区の事情に合致した方法による農地中間管理事業を推進するため、農地の出し手（土地所有者）、受け手（後継者、中心経営体、認農農業者、認農新規就農者）の情報を市、農業委員会等で共有し、地区の話し合いにより農地のマッチングを実施する。

・当該地区の中心経営体を中心として農地を継続していくために、地区内で話し合いを充実させる。また、担い手不足の解消のため、新規就農者等の担い手育成・確保に努める。

・中心経営体が良品を生産できる技術サポートや消費者に効率よく届ける流通システムの構築、仕入れ加工販売を行うレストランなど商業施設との連携を図る。